

絆ゆいまるまつり（ふれあい福祉まつり） 出展基準

○出展基準 次に掲げる事項をすべて満たすこと。

1. 東海村を中心に活動している団体・企業・個人であること。
2. 地域福祉活動に理解があり、地域において様々な社会貢献活動や福祉活動に協力していること。
3. 今回の「絆ゆいまるまつり」の目的に賛同し、出展において営利を目的としないこと。
4. 政治・宗教的な活動や勧誘を目的とした出展ではないこと。
5. 故意、過失を問わず法律、公序良俗に反するもの、または恐れのある出展でないこと。
6. 他人を差別する、もしくは誹謗中傷するヘイトスピーチなど、名誉や社会的信用を損なう出展ではないこと。
7. 既製品の販売は禁止とする。また、飲食物を販売する場合は1品あたりの販売額の上限を800円までとし、製作物を販売する場合は1品あたりの販売額の上限を1,000円までとする。なお、予め販売する商品と販売額を参加申請書に記載するものとする。但し、個人出展者による物品販売は行うことができない。
8. 飲食物の調理、販売をする場合は保健所の指導や実行委員会の案内や指示を遵守すること。
9. 火気を取り扱う場合は、必ず消火器を設置すること。また、責任者を明確にし、安全管理に留意すること。
10. 展示品の盗難及びその他不可抗力と思われる事故や災害による損失については、出展者の自己責任とする。
11. 「絆ゆいまるまつり」の全体説明会にすべて参加することができること（合計3回を予定）。
12. 実行委員会の指示（出店場所、搬入時間、開催時間など）を守ること。

※上記の条件を守れない場合は、出展をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。